

2014 年合格目標

行政書士講座

実力養成答練

< 憲法① >

(体験講義用)

憲 法 ① [問題1～問題3は択一式（5肢択一式）]

問題1 日本国憲法が定める天皇に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 皇位は、世襲のものであって、閣議で決定した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。
- 2 天皇の国事に関するすべての行為には、国会の助言と承認を必要とし、国会が、その責任を負う。
- 3 天皇は、政令の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。
- 4 皇室が財産を譲り受けるときは、国会の議決に基づかなければならないが、皇室が財産を賜与するときには、この限りでない。
- 5 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。

問題2 次の文章は、法人の人権享有主体性に関する最高裁判所判決の一節である。この判決の考え方から導かれる内容として、妥当なものはどれか。

憲法上の選挙権その他のいわゆる参政権が自然人たる国民にのみ認められたものであることは、所論のとおりである。しかし、会社が、納税の義務を有し自然人たる国民とひとしく国税等の負担に任ずるものである以上、納税者たる立場において、国や地方公共団体の施策に対し、意見の表明その他の行動に出たとしても、これを禁圧すべき理由はない。のみならず、憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用されるものと解すべきであるから、会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進しまたは反対するなどの政治的行為をなす自由を有するのである。

（最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁以下）

- 1 法人の活動は、結局はその効果が自然人に帰属することとなるから、自然人のみを人権享有主体とすれば足りる。
- 2 生存権や人身の自由のような人権規定は、内国の法人にも広く適用されなければならない。
- 3 会社が政党に寄付をすることは、事の性質上、国民個々の選挙権その他の参政権の行使そのものに直接影響を及ぼすものであるから、国民の参政権の侵犯であるといわなければならない。
- 4 会社によって政治資金の寄付がなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあったとしても、これを自然人たる国民による寄付と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない。
- 5 会社について、法律をもって、地方公共団体の長、議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない。

問題3 外国人の憲法上の権利に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、正しいものはどれか。

- 1 外国人が公権力行使等地方公務員に就任することは、我が国の法体系の想定するところである。
- 2 国が福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことは、許されない。
- 3 憲法93条2項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものである。
- 4 外国人は、我が国に入国する自由を保障されているものではなく、在留の権利ないし引き続き在留することを要求する権利を保障されているものでもない。
- 5 指紋は、それ自体で個人が確定的に特定され、思想、良心等個人の内心に関する情報となるものであるから、指紋押捺制度は、外国人の思想、良心の自由を害するものである。

[問題4は択一式（多肢選択式）]

問題4 次の文章は、ある最高裁判所判決の一節である。空欄 **ア** ～ **エ** に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

裁判官は、独立して中立・公正な立場に立ってその職務を行わなければならないのであるが、外見上も中立・公正を害さないように自律、自制すべきことが要請される。司法に対する国民の信頼は、具体的な裁判の内容の公正、裁判運営の適正はもとより当然のこととして、**ア** にも中立・公正な裁判官の態度によって支えられるからである。したがって、裁判官は、いかなる勢力からも影響を受けることがあってはならず、とりわけ **イ** な勢力との間には一線を画さなければならない。そのような要請は、司法の使命、本質から当然に導かれるところであり、現行憲法下における我が国の裁判官は、違憲立法審査権を有し、法令や処分の憲法適合性を審査することができ、また、行政事件や **ウ** 事件などを取り扱い、立法府や行政府の行為の適否を判断する権限を有しているのであるから、特にその要請が強いというべきである。職務を離れた私人としての行為であっても、裁判官が **イ** な勢力にくみする行動に及ぶときは、当該裁判官に中立・公正な裁判を期待することはできないと国民から見られるのは、避けられないところである。身分を保障され **イ** 責任を負わない裁判官が政治の方向に影響を与えるような行動に及ぶことは、右のような意味において裁判の存立する基礎を崩し、裁判官の中立・公正に対する国民の信頼を揺るがすばかりでなく、立法権や行政権に対する不当干渉、侵害にもつながることになるということができる。

これらのことからすると、裁判所法五二条一号が裁判官に対し「積極的に政治運動をすること」を禁止しているのは、裁判官の独立及び中立・公正を確保し、裁判に対する国民の信頼を維持するとともに、**エ** 主義の下における司法と立法、行政とのあるべき関係を規律することにその目的があるものと解される。

（最大決平成10年12月1日民集52巻9号1761頁以下）

1 議会制民主	2 刑事補償請求	3 社会的	4 刑事	5 司法消極
6 国家賠償請求	7 司法積極	8 平和	9 組織的	10 法的
11 経済的	12 民事	13 外見的	14 福祉	15 抽象的
16 内面的	17 三権分立	18 本質的	19 非訟	20 政治的

問題 1	正解	5	テーマ 天皇	重要度★★
------	----	---	--------	-------

- 1 × 皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する（§ 2）。このように、皇室典範は国会の議決によって定められる法律の一形式であり、閣議で決定するものではない。
- 2 × 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う（§ 3）。このように、天皇の国事行為につき助言と承認をし、責任を負うのは、国会ではなく内閣である。
- 3 × 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができるのであり（§ 4 II）、政令の定めによって委任することはできない。
- 4 × 皇室に財産を譲り渡し、または皇室が、財産を譲り受け、もしくは賜与することは、国会の議決に基づかなければならない（§ 8）。皇室に大きな財産が集中したり、皇室が特定の個人や団体と特別の関係を結び不当な支配力をもつことになるのを防止するためである。したがって、皇室が財産を譲り受けるときのみならず、財産を賜与するときも、国会の議決に基づかなければならない。
- 5 ○ 天皇は、憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない（§ 4 I）。この規定は、皇室典範の定めるところにより摂政を置くときにも準用されている（§ 5 後）。したがって、摂政も、憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。

関連過去問	6-21、10-21
-------	------------

問題 2

正解

4



法人の人権

重要度★★★

本問で引用されている最高裁判所判決は、八幡製鉄事件判決である（最大判昭45. 6. 24）。

- 1 × 八幡製鉄事件判決は、本問引用部分で「憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用される」とし、法人の人権享有主体性を認めている。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方から導かれるものではない。
- 2 × 八幡製鉄事件判決は、本問引用部分で「憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用される」とし、「性質上可能なかぎり」法人に人権を認めているが、生存権や人身の自由は、自然人にのみ認められると考えられる人権であり、法人にも保障することが性質上可能であるとはいえない。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方から導かれるものではない。
- 3 × 八幡製鉄事件判決は、本問引用部分で「会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進しまたは反対するなどの政治的行為をなす自由を有する」とし、会社の政治活動の自由を保障している。同判決は、本問引用部分に続いて「政治資金の寄附もまさにその自由の一環」であるとしている。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方から導かれるものではない。
- 4 ○ 八幡製鉄事件判決は、本問引用部分で「会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進しまたは反対するなどの政治的行為をなす自由を有する」とし、会社の政治活動の自由を保障している。同判決は、本問引用部分に続いて「政治資金の寄附もまさにその自由の一環であり、会社によってそれがなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあったとしても、これを自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない」としている。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方から導かれるものである。
- 5 × 八幡製鉄事件判決は、本問引用部分で「憲法上の選挙権その他のいわゆる参政権が自然人たる国民にのみ認められたものである」とし、会社のような法人には選挙権を認めていない。したがって、本肢は、八幡製鉄事件判決の考え方から導かれるものではない。

関連過去問

16-4

問題3

正解

4



外国人の人権

重要度★★★

- 1 × 最高裁判所の判例は、外国人が公権力行使等地方公務員に就任することは、我が国の法体系の想定するところではないとしている（外国人職員昇任試験拒否訴訟：最大判平17. 1. 26）。なお、公権力行使等地方公務員とは、地方公務員のうち、住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使に当たる行為を行い、もしくは普通地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、またはこれらに参画することを職務とするものである。
- 2 × 最高裁判所の判例は、国が福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも、許されるとしている（塩見訴訟：最判平元. 3. 2）。社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、その政治的判断によりこれを決定することができるからである。
- 3 × 最高裁判所の判例は、憲法93条2項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものとはいえないとしている（最判平7. 2. 28）。国民主権の原理およびこれに基づく憲法15条1項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであることをも併せ考えると、憲法93条2項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味すると解するのが相当だからである。
- 4 ○ 最高裁判所の判例は、外国人は、我が国に入国する自由を保障されているのではなく、在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されているものでもないとしている（マクリーン事件：最大判昭53. 10. 4）。憲法22条1項は、日本国内における居住・移転の自由を保障する旨を規定するにとどまるからである。
- 5 × 最高裁判所の判例は、指紋はそれ自体では思想、良心等個人の内心に関する情報となるものではないから、指紋押捺制度は、外国人の思想、良心の自由を害するものではないとしている（外国人指紋押なつ拒否事件：最判平7. 12. 15）。

関連過去問

19-6、23-4

問題 4

正解

ア

13

イ

20

ウ

6

エ

17

テーマ

公務員の人権

重要度★★

本問は、寺西裁判官事件決定（最大決平10.12.1）からの出題である。

裁判官は、独立して中立・公正な立場に立ってその職務を行わなければならないのであるが、外見上も中立・公正を害さないように自律、自制すべきことが要請される。司法に対する国民の信頼は、具体的な裁判の内容の公正、裁判運営の適正はもとより当然のこととして、**ア：13－外見的**にも中立・公正な裁判官の態度によって支えられるからである。したがって、裁判官は、いかなる勢力からも影響を受けることがあってはならず、とりわけ**イ：20－政治的**な勢力との間には一線を画さなければならない。そのような要請は、司法の使命、本質から当然に導かれるところであり、現行憲法下における我が国の裁判官は、違憲立法審査権を有し、法令や処分の憲法適合性を審査することができ、また、行政事件や**ウ：6－国家賠償請求**事件などを取り扱い、立法府や行政府の行為の適否を判断する権限を有しているのであるから、特にその要請が強いというべきである。職務を離れた私人としての行為であっても、裁判官が**イ：20－政治的**な勢力にくみする行動に及ぶときは、当該裁判官に中立・公正な裁判を期待することはできないと国民から見られるのは、避けられないところである。身分を保障され**イ：20－政治的**責任を負わない裁判官が政治の方向に影響を与えるような行動に及ぶことは、右のような意味において裁判の存立する基礎を崩し、裁判官の中立・公正に対する国民の信頼を揺るがすばかりでなく、立法権や行政権に対する不当な干渉、侵害にもつながることになることができる。

これらのことからすると、裁判所法五二条一号が裁判官に対し「積極的に政治運動をすること」を禁止しているのは、裁判官の独立及び中立・公正を確保し、裁判に対する国民の信頼を維持するとともに、**エ：17－三権分立**主義の下における司法と立法、行政とのあるべき関係を規律することにその目的があるものと解される。

空欄の前に「外見上も中立・公正を害さないように」とあることから、**ア**には「13－外見的」が入る。3つ目の空欄に「身分を保障され**イ**な責任を負わない裁判官が政治の方向に影響を与えるような行動に及ぶことは」とあることから、**イ**には「20－政治的」が入る。立法府や行政府の行為の適否を判断する訴訟は行政事件訴訟や国家賠償請求訴訟であるから、**ウ**には「6－国家賠償請求」が入る。司法と立法、行政とのあるべき関係を規律する原理は三権分立であるから、**エ**には「17－三権分立」が入る。

関連過去問	なし
-------	----